

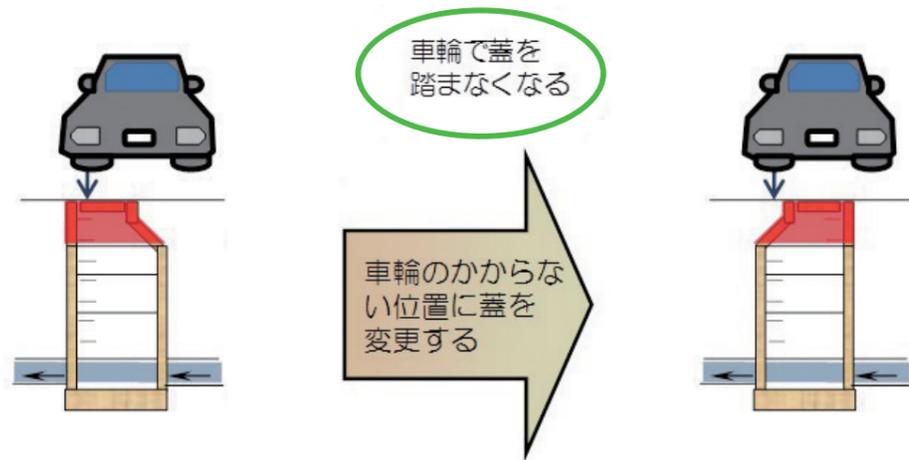
# マンホールの位置や蓋の基準により、 雨や雪の多い地域で自動車などの 安全・快適な通行を確保

問い合わせ先 福井県土木部河川課下水道整備グループ  
☎ 0776-20-0503 ■ <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/index.html>



北陸特有の雨や雪の多い気象環境に対応して、「スリップ防止」のため、マンホールの設置位置や蓋の構造を工夫する県独自の基準を規定した条例を制定し、自動車や自転車などの通行の安全性・快適性を向上

## マンホールの設置位置の変更



↑従来のマンホールの位置



↑自動車の車輪がかからないよう位置を変更



↑濡れると滑りやすい従来のマンホールの蓋



↑濡れても滑りにくい新しいマンホールの蓋

## 取組の背景 降雨・降雪時のマンホール蓋上でのスリップ事故などが課題に

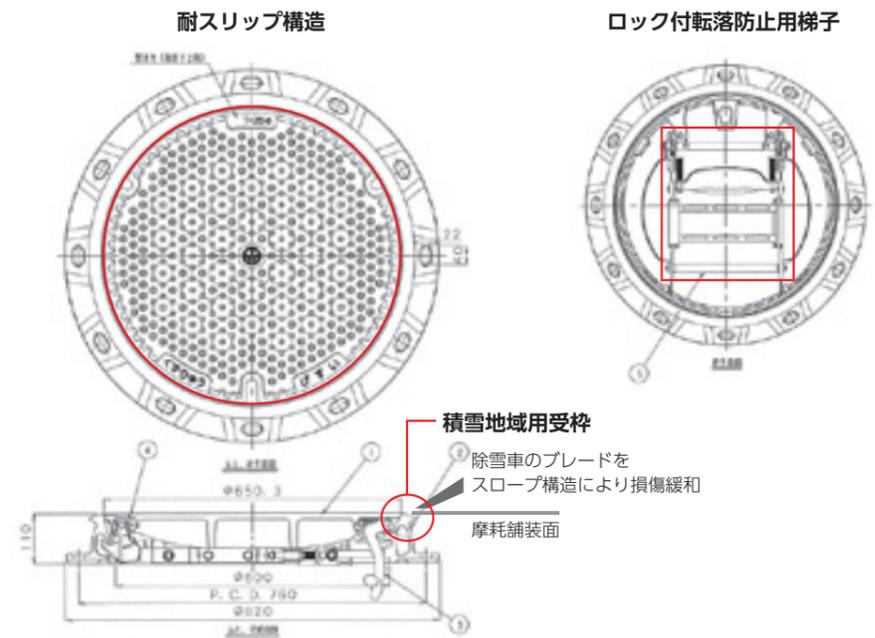
- 福井県は、北陸特有の降雨・降雪の多い気象環境(年間の約半分が降雨日)であり、雨天時などに、交差点付近に多く設置されているマンホールの蓋の上で、自動車や自転車などのスリップ事故が多発している。
- この原因として、マンホールの位置が車両通行時に車輪が通過する場所と重なることに加え、マンホールの蓋が濡れるとタイヤが滑りやすい構造であることなどが指摘されていた。

## 取組の概要 マンホールの設置位置や蓋の機能に係る県独自の基準を規定

- 第2次一括法による下水道法の改正を踏まえ、マンホールの設置位置や蓋の機能に係る県独自の基準を規定した「福井県公共下水道等の構造の基準等に関する条例」を平成24年12月に制定した。
- 条例に基づき、マンホールの設置位置を車輪のかからない場所とすることや、主に3機能(「スリップ防止」・「転落防止」・「除雪時の衝撃緩和」)を備えるマンホールの蓋を設置することなど、安全で快適な道路通行の実現に向けた取組を推進している。

## 取組の成果 道路通行の安全性・快適性が向上

- 県独自の基準のマンホールについて、平成26年度に1箇所を整備し、道路通行の安全性・快適性が向上した。平成27年度以降についても、損傷具合をみながら整備を予定している。
- 住民からは、「雨の日は、自転車で路側を通行する際、転倒に注意しているので、このような取組はとてありがたい」との評価を受けている。



## 地方分権改革との関連

- 従来、下水道の整備においては、下水道法に基づく下水道法施行令により、全国一律の基準が適用されてきた。
- 平成23年8月の第2次一括法により、下水道法が改正され、下水道の構造の基準が条例に委任され、下水道法施行令が定める公共下水道の構造基準は「参酌すべき基準」となった。この結果、各地方公共団体が地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、福井県は、平成24年12月、「福井県公共下水道等の構造の基準等に関する条例」を制定し、「ます等を道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路に設ける場合にあつては、ます等の位置及びます等に設置する蓋の構造を安全で快適な通行及び維持管理の便宜を考慮して適切なものとする」と規定し、県独自の基準を明確化した(平成25年4月施行)。